

フィリピン・ネパール・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国国籍の方は、COE（在留資格認定証明書）交付申請時に通常書類に加え、別途証明書が求められます。以下の事項を必ず確認してください。

入国前結核スクリーニングとは、スクリーニング対象国から、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める制度です。

《対象者》

フィリピン・ネパール・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国の国籍を持ち、教授、留学、文化活動等の在留資格で日本に中長期（90日以上）滞在をする方

※滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は対象外

※JICA研修員（長期・短期）、大使館推薦による国費留学生等は対象外

《概要》

対象者は、日本国政府があらかじめ指定した該当国の指定医療機関にて検査・診療を受け、「結核非発病証明書」の発行を受ける必要があります。（「結核非発病証明書」に係る発行手数料は自己負担です。）

この「結核非発病証明書」は以下の日付以降に COE（在留資格認定証明書）を入国管理局に申請する際に一緒に提出することが必要です。

国籍	「結核非発病証明書」提出義務付け
フィリピン、ネパール	2025年6月23日以降
ベトナム	2025年9月1日以降
インドネシア、ミャンマー、中国	未定（調整中）

本学では、行政書士等への委託を通じて本学への入学が決まった外国人留学生の COE（在留資格認定証明書）の取得を補助しています。

今後、該当者の COE（在留資格認定証明書）取得補助に際しては、「結核非発病証明書」の提出を受け、他の申請書類と一緒に入国管理局に提出する必要があることから、行政書士を通じて、他の申請書類と併せて「結核非発病証明書」の提出を求める予定です。

この証明書を提出されない場合は、入国管理局において COE（在留資格認定証明書）の交付申請が受け付けられませんのでご注意ください。

《本件詳細》

① [厚生労働省特設サイト（日本語版）](#)

[the JPETS website](#).（英語版）

② [入国前結核スクリーニングの実施に関するガイドライン](#)

[Guideline for Japan's Pre-Entry Tuberculosis Screening \(March 31st, 2025\)](#)（英語版）

③ [入国前結核検診の手引き](#)

[Japan Pre-Entry Tuberculosis Screening - TECHNICAL INSTRUCTIONS_ December 2024](#)（英語版）

以上